1．変更する承認事業者の住所

新	旧
神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目5番地15新　神奈川県横浜市港北区北新横浜一丁目6番地6横浜センタービル7F	

2．変更年月日

平成28年10月11日

○国土交通省告示第六百二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道八戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八戸市大字尻内町字上根市三〇番三から同市大字尻内町字根岸山添二番三まで	前	最大 七〇	六七一
		最小 二二	
	後	最大 二〇二	
		最小 一二	

○国土交通省告示第六百三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
小矢部市清水三五〇番二から同市清水三五二三番二まで	前	最大 四九	六八
		最小 二二	
	後	最大 四九	
		最小 一一	

○国土交通省告示第六百四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年五月二十四日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

青伸産業運輸株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都青梅市新町八丁目二十四番地の九

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

青伸産業運輸株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都青梅市新町八丁目二十四番地の九

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

青伸産業運輸株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都青梅市新町八丁目二十四番地の九

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

青伸産業運輸株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都青梅市新町八丁目二十四番地の九

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第六百五号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年五月二十四日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

ＫＧホールディングス株式会社

二　主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神三丁目九番三十三号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断１、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第六百六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年五月二十四日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月五日

国土交通大臣　石井　啓一